

## 豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、旧基準木造住宅に係る耐震改修工事、解体工事及び耐震シェルター等整備工事に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、旧基準木造住宅の耐震改修工事、解体工事及び耐震シェルター等整備工事（以下「耐震改修工事等」という。）に要する費用を補助することによって耐震改修工事等の実施を促し、もって地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減することにより、震災に強いまちづくりの促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 次に掲げる要件をすべて満たす住宅をいう。
  - ア 豊田市内にある木造住宅のうち、在来軸組構法又は伝統構法によって建てられている一戸建て住宅、長屋、併用住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅で、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る）又は共同住宅であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く
  - イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
  - ウ 階数が2階建て以下の住宅であること
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する耐震診断をいう。
  - ア 豊田市が実施する無料耐震診断で、愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断
  - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅の耐震診断
- (3) 判定値 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による上部構造評点の最小値をいう。ただし「階の判定値」とは、当該階の上部構造評点の最小値をいう。
- (4) 旧判定値 一般財団法人日本建築防災協会「わが家の耐震診断」による評点をいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。以下同じ。）を含む改修工事をいう。
- (6) 一般耐震改修工事 耐震改修工事を1回で行う工事をいう。
- (7) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を、次に定める一段目耐震改修工事

及び二段目耐震改修工事の2回に分けて行う工事をいう。

ア 一段目耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、一定の耐震性を確保するために段階的に実施する1回目の補強工事等を含む改修工事をいう

イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事において補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、全体的な耐震性確保のために段階的に実施する2回目の補強工事等を含む改修工事をいう

(8) 解体工事 地震による倒壊等の被害を防止することを目的として実施する、旧基準木造住宅の1棟すべてを解体する工事をいう。

(9) 耐震シェルター等整備工事 地震時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的として、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する装置で、豊田市長の認める耐震シェルター及び防災ベッドを整備する工事をいう。

(10) 高齢者 申請年の年度末時点で満65歳以上である者をいう。

(11) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定された精神保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、豊田市内に所在する各号のすべてに該当する旧基準木造住宅とする。

(1) 建築基準法の規定に著しく違反していないもの。

(2) 当該旧基準木造住宅及びその敷地において過去にこの要綱に定める補助金の交付(第6条第2号に規定する一段目耐震改修工事及び同条第5号に規定する耐震シェルター等整備工事を除く)を受けていないもの。

(3) 当該旧基準木造住宅及びその敷地において、過去に豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付を受けていないもの。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有している者又はその所有者の同意を得られる者であること。

(2) 豊田市税を滞納していないこと。

(3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (4) 暴力団（暴力団法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団員が役員となっている団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体でないこと。

（補助対象工事）

第6条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が行う工事で、次に掲げるものとする。

- (1) 豊田市が実施した木造住宅耐震診断（以下「豊田市診断」という。）において判定値若しくは旧判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅又は平成17年度以前に実施した一般財団法人愛知県建築住宅センターの診断（以下「センター診断」という。）において得点が80点未満であった旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づいて行う耐震改修工事。ただし、1.0未満の判定値について、耐震改修工事前の判定値に0.3を加算した数値以上とするものに限る。
- (2) 次のいずれかに該当する段階的耐震改修工事事業
  - ア 豊田市診断において判定値若しくは旧判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅又はセンター診断において得点が40点以下であった旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を実施することによって判定値を0.7以上1.0未満とする一段目耐震改修工事。
  - イ 豊田市診断において各階の判定値若しくは旧判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅又はセンター診断において各階の得点が80点未満であった旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を実施することによって1階の判定値を1.0以上とする一段目耐震改修工事。
- (3) 前号の一段目耐震工事を行って補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画のうち、一段目耐震改修工事で実施しなかった部分の二段目耐震改修工事。
- (4) 豊田市診断において判定値若しくは旧判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅、センター診断において得点が80点未満であった旧基準木造住宅又は「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊の危険性があると判断できる旧基準木造住宅について、これを解体し、運搬し、及び処分する解体工事。ただし、延べ面積30平方メートル以上の住宅に限る。
- (5) 豊田市診断において判定値若しくは旧判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅又はセンター診断において得点が40点以下であった旧基準木造住宅で、かつ高齢者又は障がい者が居住する住宅について実施する耐震シェルター等整備工事。ただし、当該旧基準木造住宅及びその敷地において耐震改修工事費補助金、耐震シェルター等整備工事費補助金又は他

制度による耐震シェルター等の設置の補助金等の交付を受けたことがないものに限る。

(補助対象経費及び補助金の交付額等)

第7条 1戸当たり(長屋又は共同住宅の場合は1棟当たり(耐震シェルター等整備工事を除く))の補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付額は、別表第2に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金交付要綱の定めるところによる。

2 前項の補助金の交付額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 第6条第5号に規定する耐震シェルター等整備工事に係る補助金の交付を過去に受けたことのある住宅にあっては、上記に規定する補助金の交付額から同工事に係る補助金の交付額を差し引いた額を補助金の交付額とする。

## 第8条 削除

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、第6条に規定する補助対象工事に関する契約及び着手より前に、民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書(耐震改修工事は様式第1-1号、解体工事は様式第1-2号、耐震シェルター等整備工事は様式第1-3号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申請する住宅の建築年及び所有者が確認できる書類

(2) 交付申請者が旧基準木造住宅の所有者の同意を得て補助対象工事を行う場合は、民間木造住宅耐震改修工事等補助事業同意書(様式第2号)

(3) 補助金振込先金融機関の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

(4) 申請する住宅の位置を示す案内図及び配置図

(5) 申請する住宅の耐震診断結果報告書の写し(補助対象工事が解体工事である場合は、申請する住宅の耐震診断結果報告書の写し又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票)

(6) 補助対象工事が耐震改修工事である場合は、次に掲げる図書

ア 補強計画図その他の補強方法を示す図書

イ 耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値を示す図書(一段目耐震改修工事の場合は、判定値を1.0以上とするものを加えること。)

ウ 耐震改修工事費見積集計表(様式第3号)

エ 耐震改修補強工事費及び附帯工事費見積書

(7) 補助対象工事が解体工事である場合は、次に掲げる図書

ア 各階平面図

イ 解体工事費見積書

(8) 補助対象工事が耐震シェルター等整備工事である場合は、次に掲げる図書

ア 各階平面図（整備予定場所を明記したもの）

イ 耐震シェルター等図面等（第3条第9号の要件が確認できる書類）

ウ 耐震シェルター等整備工事費見積書

エ 高齢者又は障がい者であることを証する書類の写し等（第3条第10号又は第11号の要件が確認できる書類）

(9) その他市長が必要と認めるもの

2 豊田市内の次に掲げる地区内において補助対象工事を行おうとする交付申請者は、事前に、関係する主管課と協議しなければならない。

(1) 土地区画整理事業地内

(2) 都市計画施設内

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者等の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(計画の変更等)

第11条 交付申請者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、あらかじめ民間木造住宅耐震改修工事等計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 耐震改修工事等の施工箇所又は施工方法の変更（軽微なものを除く。）

(2) 交付決定内容の変更

2 前項の申請書には、第9条第1項の添付書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による変更の承認をしたときは、民間木造住宅耐震改修工事等補助金変更決定通知書（様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。

4 交付申請者は、補助対象工事を中止するときは、直ちに民間木造住宅耐震改修工事等補助事業中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

第12条 削除

(検査等)

第13条 市長は、交付申請者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査することができる。

(実績報告等)

第14条 交付申請者は、補助対象工事が完了したときは、民間木造住宅耐震改修工事等補助事業実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該補助事業の工事請負契約を締結した者が工事費を領収したことを証する書類(原本に補助金名、交付申請日、交付申請者氏名が記載されているもの。)

(2) 工事写真(施工箇所ごとに施工前、施工中及び施工後が確認できるもの)

(3) 請負契約書の写し(補助対象工事に関するもの)

(4) 耐震改修工事等の施工箇所及び施工方法の軽微な変更があった場合は、第9条第1項の添付書類のうち、当該変更に係るもの

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の実績報告書は、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助を受ける当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震改修工事等補助金確定通知書(様式第9号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 交付申請者は、前条第3項の通知を受けたときは、遅滞なく請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第16条 交付申請者が死亡した場合において、当該交付申請者の承継人が、交付決定を受けた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出をしてその地位を承継することができる。

2 交付申請者が、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、当該交付申請者の承継人が、交付決定を受けた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出をしてその地位を承継することができる。

3 前2項の規定により交付申請者の地位を承継しようとする者は、民間木造住宅耐震改修工事等補助事業地位承継届(様式第10号)に地位を承継する

者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 4 交付申請者は、第1項及び第2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、代理受領はこの限りでない。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当しない者であることが判明したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管)

第18条 交付申請者は、補助金の交付に関する書類を整理するとともに、当該補助金の交付を受けた年度の終了の日から5年間、これを保管しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補強工事等

	耐震補強工事	附帯工事
1 総合判定において必要耐力(Q <sub>r</sub> )を低減させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根工事</li> <li>・木造躯体工事（屋根及び壁の軽量化を図るもの並びに床面積を減ずるもの）</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事</li> </ul>
2 総合判定において建物の強さ(P)の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事</li> <li>・基礎工事（土工事を含む。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）</li> </ul>
3 総合判定において劣化度(D)の評価を向上させることを目的とした工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事（劣化部材の取替え）</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）</li> </ul>
4 その他の補強工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事</li> </ul>



別表第2（第7条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>1 第6条第1号に規定する耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）</p>	<p>次に掲げる額の合計額を助成額とし、当該助成額から第2号に掲げる額を差し引いた額を交付額とする。</p> <p>（1）次に掲げる費用の合計額に4/5を乗じた額とし、100万円を限度とする。</p> <p>ア 耐震補強工事に要する費用</p> <p>イ 附帯工事に要する費用</p> <p>（2）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p>
<p>2 第6条第2号に規定する一段目耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）</p>	<p>次に掲げる費用の合計額に4/5を乗じた額とし、60万円を限度とする。</p> <p>ア 耐震補強工事に要する費用</p> <p>イ 附帯工事に要する費用</p>
<p>3 第6条第3号に規定する二段目耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）</p>	<p>第1号に掲げる額を助成額とし、当該助成額から第2号に掲げる額を差し引いた額を交付額とする。</p> <p>（1）次に掲げる費用の合計額に4/5を乗じた額とし、30万円を限度とする。</p> <p>ア 耐震補強工事に要する費用</p> <p>イ 附帯工事に要する費用</p> <p>（2）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p>
<p>4 第6条第4号に規定する解体工事に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）</p>	<p>対象経費の23%に相当する額とする。ただし、20万円を限度とする。</p>
<p>5 第6条第5号に規定する耐震シェルター等整備工事に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）</p>	<p>対象経費の額とする。ただし、30万円を限度とする。</p>

ただし、第6条第5号に規定する耐震シェルター等整備工事に係る補助金の交付を過去に受けたことのある住宅にあつては、上記に規定する補助金の交付額から同工事に係る補助金の交付額を差し引いた額を補助金の交付額とする。